

資料集

資料A. 外国人 HIV 診療における人権ガイドライン

HIVと人権および社会構造に関する研究班

医療は、国籍・民族・滞在資格に関わらず、すべての人に最善のものが提供されなくてはならず、医療者にはそれを追求することが求められる。外国人は言葉が不自由なことによる偏見や社会的・経済的な困難を抱えていることが多く、医療を受け難い立場にあることが多い。HIV/AIDSについても、より影響を受けやすい立場にあることに留意されなくてはならない。

1. 診療の提供の義務
外国人に対して適切な医療が提供されなければならない。医療従事者にとっては、医療の提供が本来の職務であり、他のいかなる義務よりも優先される。

【具体策】

医療従事者は、診療上知り得た個人情報にたいして守秘義務を負っており、たとえ外国人患者が滞在資格を有しない場合も、入国管理局に通報することで診療義務を放棄してはならない。公務員は、憲法行為にたいして通報義務が有るため超過滞在者の診療が行えないとの誤解が一部にあるが、1990年の第106回国会衆議院法務委員会で法務省の見解にあるように、本来業務の遂行に支障がある場合通報義務は解除される。

また、医療費の支払いに困難がある外国人については、さまざまな社会資源の活用や支払方法の話し合いなどにより、医療が受けられるよう最大限の努力をしなければならない。特に、緊急医療に関してはいかなる理由があってもこれを拒否してはならない。

2. 生存権の保障

医療費の支払いが困難な外国人患者に対しても人道上必要な医療が提供されるように財政的な保証がなされるべきである。

【具体策】

世界的なグローバル化の進行に伴って国境を越えた人口の移動が加速しており、欧米諸国においては健康保険や滞在資格のない外国人が救急医療を求めて受診することは、めずらしいことではなくなっている。こうしたなかで各国共に病人の生命を守るために必要な制度を築いている。フランスでは、1999年に、普遍的医療保障法(CMLU)という名称の制度を制定し、緊急医療にたいしては国籍や滞在資格を問わず全ての住民に提供する責任が国にあることを明記している。また、オーストラリアでは、政府が公共医療機関に、経済的な理由で医療を受けることが困難な人々に医療費を補填する予算を計上しており、ここから健康保険を持たない外国人の医療費が補填されている。

日本においては、外国人の急病人が医療機関を受診し、緊急医療費が再三の請求によっても支払われない場合は、自治体が未払い医療費の一部を補填する事業を1994年に群馬県が始め、神奈川県・東京都など数ヶ所の地方自治体がこれに続いた。

国も高度救命医療を提供する3次救急医療機関を対象に未払い医療費の補填事業を開始している。しかし、これらの事業は対象となる自治体や医療機関が極めて限られている。また、あくまでも損失を受ける医療機関への補填を目的としたものであり外国人自身の医療を受ける権利を示したものではない。このため、医療機関の側に積極的な姿勢がある場合でなければ利用されない。

こうしたなかで、健康保険を持たない外国人に対してスタンダードとされる医療が提供されず、危険な状態にもかかわらず補填が認められて死亡に至るといふ事件が後を絶たない。医療費の支払いに困難がある外国人であっても、必要な医療を提供する為の法制度の整備が急務である。

3. インフォームド・コンセントと通訳の確保

すべての患者は、国籍に関わらずインフォームド・コンセントに基づき医療を受ける権利を持つ。これを保障するために、十分な能力を持った通訳が養成され、患者の自己負担なしに提供されるべきである。とくに重要な検査の実施、結果の告知、治療方針の選択などに際しては、通訳の果たす役割が大きいことが認識されなければならない。

【具体策】

患者・感染者に必要な医療通訳が保証される為には、

- a. 適切な技能を持つ医療通訳が育成されていること、
- b. 医療通訳に対して正当な対価が支払われ、これを派遣するシステムが整っていること
- c. 医療機関側に医療通訳の導入に対する積極的な姿勢が有り受入体制が整っていること

これまで医療の分野における通訳は、ボランティアの奉仕に頼る部分が大きかった。しかし、行政機関が社会制度の一環として適切な研修の機会を提供し一定の技能を持つ通訳を育成すること、対価の支払われる制度を作ることが必要である。

4. 自己決定の尊重

治療方針は、基本的に本人の自己決定が尊重されるべきである。医療者の役割は、適切な選択ができるように、医学知識や社会制度等必要な情報を提供することにある。

【具体策】

外国人感染者の場合、言葉が不自由な為に意思決定から疎外されることがおきやすく、また滞在資格が不安定で利用できる社会制度に限界があることも多

い、これにより、医療従事者側が強いイニシアチブを取りがちである。しかし、このような場合に、本人の意志と医療従事者の方針のずれが生じ治療そのものがうまく行かなくなることもしょくない。通訳を配して十分なコミュニケーションが取れる環境を整えた上で日本及び母国での社会資源についての情報を提供し、本人の自己決定を支援して行く方法が必要である。

5. プライバシーの尊重

外国人患者との間に言語理解の障害があることを理由に、第三者に患者の病名等が通知されてはならない。

【具体策】

重要な情報の提供には、通訳を確保するようにする。外国人患者の場合言葉が不自由である為に、言葉のわかる近親者や友人を通じての告知をしがちであるが、外国人は言葉が不自由であるがために社会的に弱い立場に立たされていることも多く、第3者が解雇・離婚などを含めた不利益につながることも多い。そこで安易な通訳の依頼をせずに、プライバシー保護のための十分な配慮が必要である。

6. 個人としての尊重

個人としての生き方、生活の場の選択は尊重されるべきであり、多様な文化、宗教、価値観に対しても十分な配慮がなされるべきである。

【具体策】

外国人の場合、疾病に対する価値観、食生活を含む生活習慣、宗教的な戒律など多様であり、このことを十分把握した上で、療養生活の環境を整えて行く必要がある。しかし、同じ国の出身者であっても民族・生育環境による違いも

大きいことにも配慮が必要である。

外国人感染者は、本人の希望を聞く前に母国に帰ることが前提として考えられてしまいがちである。しかし、帰国後の医療事情や就業の機会、支援環境などから帰国よりも日本に在留をしての治療を望むことは少なくない。帰国することで経済的社会的背景から生活の維持すら困難になる場合もある。外国人感染者が母国への帰国を希望しない場合、その理由を十分理解し治療方針の相談を進める必要がある。

外国人の相談に関わるにあたっては、こうした多様性を尊重しつつ、それぞれの相談者の課題を十分把握した上で利用可能な社会資源を提示し自己決定を求める姿勢が大切であり、このプロセスを踏むことで結果的に治療の場の選択がより円滑に進むことが多い。

7. 社会資源の利用

ソーシャルワーカー、カウンセラー、カウンセラー、NGO スタッフなどの人的資源を通じて適切な社会資源の利用が可能となるよう配慮されなくてはならない。

【具体策】

外国人感染者の療養生活を困難にする要因は、経済・文化・言語・社会と多様な要素があり、必要な社会資源も広範なものが求められる。また、外国人をとりまく制度は確立していない部分があり、相談をうける医療従事者によって持っている情報が大きく異なり、享受できる支援に格差が生じる可能性がある。

こうした格差をなくすために、ソーシャルワーカーなど相談にあたる担当者同士が常に情報交換の場をもうけることが必要である。また、NGO などを含む多様な人的資源がブライバシーを守りつつ協力しあえる体制が望ましい。

8. 理解可能な言語での情報提供

HIV/AIDS に関する基礎知識や医療機関・医療制度などの情報を、外国人に理解できる言語で作成し提供することは衛生行政の責務である。

【具体策】

外国人は言葉の障害やネットワークの不足から必要な情報へのアクセスが困難なことが多く、予防や治療・社会資源などの情報を外国人が理解しやすいように多言語で提供することが必要である。

日本人向けのパンフレットの機械的な翻訳は、文化や生活環境の違いにより外国人にとっては理解しがたいものとなったり、実用的でないものとなることなどが少なくない。そこで、外国人向けのパンフレットは、HIV についての知識を十分に持った外国人自身の参加によって作成されることが望ましい。また、配布にあたっては単に公共機関に配布するだけでなく、外国人自身がアクセスできる方法で提供される配慮が必要である。

9. 母国の情報の提供

将来の療養生活の設計を助けるために海外の医療についての基本的な情報が提供されるべきである。

【具体例】

これまで抗レトロウイルス剤の3剤併用療法は日本や欧米諸国など経済的に豊かな国でしか可能でなかった。しかし、近年ブラジルなどの新興工業国や一部の開発途上国でも一般住民の抗レトロウイルス剤治療へのアクセスが改善しつつある。しかし、先進国に比べて選択肢に制限があり、詳細な情報収集をしておかなければ、帰国後の治療の継続ができず治療の導入に失敗する可能性がある。

感染者団体や海外の NGO、国際機関、国際協力団体などを通じて感染者の母国などでの薬価の動向・治療可能な施設の情報などを収集し、外国人感染者に提供していく必要がある。

資料 B. 医療通訳の心構え「MIC かながわ」の例

個人のボランティア意識に支えられているのが医療通訳の現状です。しかし、ボランティアだから何でも良いというわけにはいきません。通訳をする方自身も心がけなければいけない点があります。

また単に日本語と外国語の能力が高ければ良い、というものでもありません。「医療現場での通訳」には流暢であること以上に大切なことがたくさんあります。ここでは特に「医療通訳」としての心構えについて説明します。

1 正確な通訳が基本

日ごろから言葉の学習を繰り返し、正確な通訳ができるように努力することが必要です。一見意味がないような言葉の中に重要な診断の疑が隠れていることもありますが、できるだけ通訳をせずに語句を忠実に訳すことが原則です。そのためには、特に主語、動詞、形容詞、時制に注意して、メモを取ることが必要です。

わからないことはその場で辞書をひいて確認してもかまいません。医師に「わかりやすい言葉で言ってください」という勇気も大切です。

2 基本的医学知識の習得

基本的なからだのしくみやよくある病気についての知識を持っていると通訳ができます。常日ごろ、新聞記事などにも目を配ったり関係書物を読むなどの心がけが大切です。ただし、難しい専門用語を全て覚える必要はありません。

3 プライバシーを守る

診察室の中では、人生の様々な問題が話されることになります。しかし、診察室の中で知ったことは関係者以外に話してはいけません。秘密が守られることが保障されなければ、患者さんも医療スタッフも通訳を信用できません。

患者さんに病院外で会ったとき、気軽に挨拶するのも注意が必要です。また、患者さんのプライバシーだけでなく、医師や看護士などの医療スタッフについての情報も漏らしてはいけません。

4 患者さんが話しやすい態度を

通訳は、患者さんの仕事や滞在資格、日常生活の様子などを知ることになるかもしれません。あなたが不快に思うことがあっても、それが態度や表情に出してしまえば、患者さんが話せなくなってしまうます。どんな人でもやさしく話しやすい態度で接するよう努めることが必要です。

また患者さんが医師と話しやすいように、座る位置に気をつけましょう。派手な服装をしたり、匂いの強い香水をつけたり、ガムを噛みながら通訳するのは絶対にやめましょう。

5 自分の意見と患者の話を混ぜない

通訳の本来の仕事には、自分の意見や判断を伝えることは含まれません。しかし医師が想像できないような文化的背景や習慣についてのコメントが必要だと思った時は、伝えることもあります（そうした情報は医師にとっても有用なことがよくあります）。この場合は、医師・患者に一言了解を取りましょう。

6 医療に関わる様々なスタッフの役割を知り、連携をとる

患者さんにとって通訳はとても頼りになる存在。そこで心の痛みや生活上の問題など様々なことを頼まれてしまうこともあります。しかし、こうしたものを全て通訳が背負うことは不可能です。カウンセラーやソーシャルワーカー、NGO など専門の相談窓口を調べて連携を取っていくことも大切です。また、グループで通訳を行えば、一人に負担がかかりすぎないようにすることもできます。

7 自分の役割を明確に

まず、自分は通訳であることを患者にも医療スタッフにもきちんと伝えます。患者さんだけでなく、医師からも診療現場での通訳を越えた依頼を受けること

があります。たとえ自分にできることであっても、過重な負担になることは、はつきりと断る勇気を持ちましょう。能力を越えることを約束してしまうと、間違いをおかしたり実行不能となって、結局患者さんの不利益になります。

患者さんから連絡先の電話番号を覚えてほしいと言われることもあります。が、不用意に教えると夜中に電話がかかってくることもあり、通訳自身が疲れてしまったりということにもなります。自分に連絡をとりたいときはコーデイナー（MICなど）を通してようにはつきり言いましょう。

8 通訳しやすいように医師と患者に理解を求める

基本的な医療用語を覚えておくのはもちろん必要ですが、未知の病名や用語にぶつかることも多くあります。医師には専門用語をかみ砕いて説明してもらったり、文章を短く区切ってもらうなど、通訳しやすいように話してもらうよう理解を求めましょう。

患者さんにも長々と話さず、文章ごとに区切ってもらうように頼みます。なだれのように話す患者さんの場合には途中で割って入ることも必要です（ただし、精神科の場合などはそのまま話させたほうが症状が医師に伝わることもあります）。

9 ひどりがかかえこまないで、コーデイナーに相談する

悪やエイズなど病気の告知や子どもの重い病気の通訳などをすると、通訳自身、とても辛い気持ちになります。しかし、守秘義務があるので家族にもそのことは話せません。そうしたときは派遣元のコーデイナー（MICなど）に相談してください。プライバシーを守ることも大事ですが、ひとりですべてを背負い込まないでください。

10 外国人の使える医療制度についての知識を持つ

健康保険のない外国人の通訳をして、支払いをめぐって胸の痛みを感じることもあるかもしれません。保険に入れない外国人でも結核患者の医療費を軽減する結核予防法、仕事上の事故の医療費を保障する労災保険などは利用できます。しかし、こうしたことを医療機関の担当者が把握していないこともあ

あります。そんなときは、病院にソーシャルワーカー（MSW）がいれば患者さんに相談をすすめてみましょう。こうした問題に詳しいNGOや支援団体などに相談する方法もあります。

11 健康に留意する

医療現場で通訳をするので、通訳自身が健康であることももちろん必要です。この程度の風邪なら大丈夫だろう、と通訳は思っても、免疫力の落ちている患者さんに移してしまうこともあります。病気のときは無理をして通訳をするのはやめましょう。

また、定期的な健康診断を受けたり、咳が長く止まらないような症状になったら、診察を受けるなどの注意が必要です。

資料 C. 医療従事者のための医療通訳を依頼する際の注意

医療通訳の円滑な導入には、通訳をつかう立場の医療従事者の側にも配慮が必要で、正確な通訳してもらうためには話し方の工夫も必要です。通訳に過大な役割を期待することは業務の遂行を困難にします。以下は、オンラインアピタクトリア州で実際に使われている医療従事者向けに医療通訳の利用の仕方を説明する注意書きの例です。

1. 通訳と自分自身をクライエントに紹介しましょう。
 2. これから話すことがらの内容と目的を話しましょう。
 3. 会話の主権を取って下さい。通訳の役割は、会話を助けることであって問題を主りとして聞きましょう。通訳の役割は、あなたが質問を投げかけ、応えをしつかりと聞きましょう。通訳の役割は、会話を助けることであって問題を主りとして聞きましょう。
 4. クライエントと直接話しのできる位置を取り、最大限アイコンタクトが取れるようにして下さい。
 5. クライエントに話しかける時は、「彼女/彼にこれを聞いてください。」というのではなく、「あなたにお聞きしたいのは・・・」というように話しかけ方にしましょう
- これによって、あなたとクライエントとの間の会話が促進されるでしょう。アイコンタクトとボディランゲージを使うことも効果的なコミュニケーションを助けます。
6. 質問や説明は通訳が全ての段階を追って説明できるように短く区切って話すことを常に心がけて下さい。通訳の中には記憶力の素晴らしい人もいますが、多くの場合短い文章でノートを取ることを希望します。全てが正確に通訳できるようにして下さい。あなたの質問や回答が長すぎた時にサインを送るように配慮してあげることが必要です。また、ク

ライエントの話しが長すぎた時にも同様のことができるようにして下さい。

7. 通訳という作業は、英語以外の言葉をそれに相当する英語におきかえる単純作業ではありません。(完全に対応する言葉が存在するとは限りません)
8. 通訳は自動翻訳機のような仕事を期待するのは適当ではありません。辞書を引くなどの方法で言葉や趣旨の確認をするために質問をする場合があります必要であることを認識して下さい。
9. 基本的な英語が理解できているように見えるからといって、特別な言葉づかいや難解な表現を理解できると考えるはいけません。医学や法律などの専門用語もそうですし、特にストレスを感じている状態ではなおさらです。
10. 通訳との話し合いをすることでクライエントを孤独な状態にさせないようにして下さい。もし通訳との間でなにか議論し明らかにならなければならぬことがある場合は、まずそのことをクライエントに説明するように通訳に求めて下さい。
11. クライエントがわからないことや心配なことが有ればどんなことでも聞けるようにして下さい。
12. 会話を終える前に、話しの要点をクライエントに伝えましょう。クライエントが伝えられた情報や必要な作業について理解をしていることを確認しましょう。例えば、所定の用紙に記入し提出するといったことが必要な場合などです。

資料D. 医療通訳派遣実施団体リスト

都道府県	団体名	連絡先	制度	研修	言語	依頼先	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼
北海道	札幌エスエヌ	011-640-2825	通訳ボランティア	外国人医療と通訳に関する講座 今後登録にあたり選考審査導入の予定	英・中・韓・露・広東	両方から	札幌市内		3000円(原則として医療機関)
宮城	(財)宮城県国際交流協会	022-275-3796	医療通訳ボランティア	登録前研修会有。 【講座、模擬通訳】登録後、年1回の研修会。月1～2回の自主学習会。	中・韓・英 西・インドネシア・ポルトガル・露・タイ・仏・独・伊・マレー				
山形	(NPO)IVY国際ボランティアセンター山形	023-634-9830	医療通訳ボランティア	登録前研修有。【通訳倫理、技術、模擬通訳】選考審査有	英・中・韓・西・ポルトガル・タイ・タガログ	両方から			原則依頼者負担。 交通費： 河市内1000円、 隣接市1500円、 その他2000円 謝礼：30分2000円、 1時間2700円、2時間4100円
新潟	上越市役所健康づくり推進課	025-526-5111	医療通訳ボランティア	なし	英・露・中・西・ウルドゥー・ヒンディー・タガログ	両方から	上越市内		謝礼1回1500円
福島	(財)竹田総合病院	0242-27-5511	常勤通訳配置	週1回勉強会	中・英、手話			なし	

資料D. 医療通訳派遣実施団体リスト(2022年2月現在) | 55

都道府県	団体名	連絡先	制度	研修	言語	依頼先	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼
群馬	群馬県多文化共生支援室	027-226-2318	メディカルインタプリター	登録前研修、選考試験有	英・中・西・ポルトガル	医療機関から	協力医療機関	2000円	謝礼1回2000円
埼玉	(財)埼玉国際交流協会	048-833-2992	医療通訳ボランティア	医療法律関係の講座有 選考審査なし	英・中・西・ポルトガル・タガログ・ベトナム・タイ・露	医療機関から	基本的に埼玉県内		派遣1回目 交通費程度の謝礼(協会負担)、2回目以降は交通費実費以上(医療機関または患者負担)
千葉	CTIC千葉	043-238-0187	スタッフが対応		英・西・タガログ	両方から	(主に電話通訳のみ)	なし	なし
千葉	Hand in Hand ちば	043-224-2154	スタッフが対応		英・西・タイ・タガログ・中・韓	両方から	ケースバイケース 千葉県内		交通費実費(原則として依頼者負担)
千葉	千葉県国際交流センター	043-297-0245	スタッフが対応		英・西・中	公的機関	千葉県内		交通費(依頼者負担)
東京	アユースム教団国際協力ネットワーク	03-3820-5831	医療通訳ボランティア、スタッフが対応	エイズ予防財団主催の研修に参加していることが望まれる。審査はなし	タイ・英	両方から	ケースバイケース、派遣希望日の3日前までに		謝礼3200円+交通費実費
東京	Asian People's Friendship Society	03-3964-8739			ベンガル・タガログ・英・ウルドゥー	両方から	ケースバイケース	基本的に依頼者	交通費実費
東京	IMC IAC 国際市民の会	03-3773-4836			タガログ・英・中・韓・ベトナム	両方から	ケースバイケース		ケースによる

資料D. 医療通訳派遣実施団体リスト(2022年2月現在) | 56

都道府県	団体名	連絡先	制度	研修	言語	依頼先	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼
東京	CTIC かめいと (カトリック 東京国際セン ター)	03-3636-1981			英・タガログ・ 西		(基本的に 入院時の 説明に対 応)		交通費実費 (団体負 担)
東京	赤十字語学専 仕団	03-3437-7083	団員(ボラ ンティア) が対応	なし	中・ネパール	両方か ら	依頼の内 容や条件 による	交通費 実費	謝礼は求めないが、 患者が出した場合は 団体へ寄付扱いとす る
東京	日本聖公会カ パティアン	03-3432-3055		特になし 互講の上派遣	タガログ・英	両方か ら	事務所か ら1時間 圏内・日 程的に余 裕がある こと		依頼者が医療機関の 場合：都立病院は規 定通り、その他の病 院は都立病院に準じ て交渉。依頼者が患 者の場合：交通費実 費を依頼者が負担
東京	武蔵野市国際 交流協会	0422-36-4511	医療通訳ボ ランティア	協会主催の法律・ 医療研修、相談会 を通して適正を判 断	インドネシア、 タイ、フィリ ピン、中国(北 京、広東)、西 独、露、英、 インドネシア、 ミャンマー	両方か ら	東京都内		協会を通して、2時 間まで5000円(依 頼者負担)
神奈川県	さがみはら国 際交流ラウン ジ	0427-50-4150	通訳ボラ ンティア	あり	英、中、韓、西 独、タイ、フィ リピン、インド ネシア	両方か ら	ケースバ イケース	交通費 実費	交通費実費のみ

都道府県	団体名	連絡先	制度	研修	言語	依頼先	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼
神奈川県	NPO 法人 MCC かながわ	045-314-3368	医療通訳ボ ランティア	登録前研修有【通 訳倫理・技術、模擬 通訳】選考審査有 登録後、研修年2 回。言語別自主勉 励会有	英、中、韓、西 ポルトガル タガログ、タ イ、カンホン ア、ベトナム、 ラオス	原則と して医 療機関 から	医療機関 が必要と 認めると き	患者協働 事業の 協力病 院に關 しては なし、 その他 の医療 機関に 關して は場合 により 負担有	報償金3時間まで 3000円 3時間以上6000円
神奈川県	CRIATIVOS	045-451-1121 (月 14:00-19:00) 03-3369-7110 (木 13:00-17:00)	通訳ボラ ンティア		ポルトガル・ 西	両方か ら	特になし		依頼者が医療機関の 場合：病院の規定通 り。
山梨	山梨外国人 権ネットワ ーク・オアシス	055-252-1244		研修なし。審査一 基礎的の英学用語	西、ポルトガ ル、タイ	医療機 関から	甲府市近 隣		ケースバイケース
長野	(財)長野県 国際交流推進 協会	026-235-7186	通訳ボラ ンティア、ス タッフが対 応	検討中	ポルトガル、 タガログ、タ イ、インドネ シア、韓、中	両方か ら	ケースバ イケース、 緊急性の 高い場合		交通費実費以上 (原則として医療機 関負担)
長野	ESSAC (アイ ザック)	090-3475-9323 (13:00-14:00、 18:30～)	県衛生局と 連携	特になし	タイ	県医療 機関か ら	特になし		公的機関は公費規定 有。医療機関は病院 により金額は様々

都道府県	団体名	連絡先	制度	研修	言語	依頼先	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼
堂知	(NPO) 保見ヶ丘ラテンアメリカセンター	0565-43-1607	スタッフが対応	特になし	西、ポルトガル	医療関係	会員のみ 会員一家 族 1500 円/月		通訳謝礼なし スタッフが車で行 れない時は交通費美 費を依頼者が負担
三重	(財) 三重県国際交流協会	0596-25-1600	医療通訳派遣制度	専門知識・心構え等 研修内でテストは あるが登録審査は なし。	ポルトガル、 西	医療機 関のみ	県内医療 機関にお いて、基 本的に同 市内在住 の通訳を 派遣		謝金1回3時間以内 2000円 交通費500円
富山	(財) とやま国際センター	076-444-2500	国際交流人材への通訳紹介	なし	英、中、韓、露 ポルトガル	両方か ら	基本的には富山県内	基本的 に依頼 者負担	
福井	(財) 福井県国際交流協会	0776-28-8800	職員または地域人材が対応	なし	英、中、ポ ルトガル		緊急性が 高い場合		
滋賀	MEDICOF 滋賀	090-3822-9996(神宮) 大津市民病院	病院職員・通訳ボランティア		西、ポルトガ ル、英、韓、中、 ベンガル				
滋賀	公立甲賀病院	0748-62-0234	病院職員が対応						
京都	京都YWCA・APT	075-451-6522			英、中、タガ ログ、タイ	両方か ら	ボラン ティアが 可能な場 合	ケース バイ ケース	

資料10 医療通訳派遣実施団体 (2007年2月NICEからの調査) | 69

都道府県	団体名	連絡先	制度	研修	言語	依頼先	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼
京都	多文化共生センターきょうと	075-353-7205	医療通訳派遣システム	年6回	中、英、韓	医療機関から		なし	時給800円
大阪	みのお外国人医療サポートネット	072-723-0825	通訳ボランティア	研修有(医療知識・ケーススタディ・ロールプレイなど)	英、中、韓、西、 タイ、その他の 言語聴覚相談	両方か ら	市内・近 隣市 前日まで の申し込 み	なし	1回2000円
大阪	CHARM	06-6374-6758	スタッフ及び登録通訳者が対応	エイズ予防財団主催の通訳研修会に派遣。独自の研修は今年から開始の予定。登録時対訳による審査あり。	西、ポルトガ ル、英、タガ ログ、タイ	医療機 関、保健 所、患者、 HIV及び性 感染症 分野に限 る。	大阪を中 心とした 関西圏、 関西圏を 中心とし た性感 染症に 関する。	原則な し	地方自治体や医療機 関で予算がある場 合：交通費+通訳費 (半日 5000円) 予算がない場合：交 通費美費のみ
大阪	(財) 吹田市国際交流協会	06-6835-1192	コミュニティ通訳	研修・試験あり	英・中・西、 タイ、モンゴ ル、韓	両方か ら	吹田市内 指定協 力病院	なし	
兵庫	アジア女性自立プロジェクト	078-691-3662			英、ポルトガ ル、タガログ、 インドネシア	両方か ら	必要性・ 緊急性が 高い		
兵庫	NGO 神戸外国人救援ネット	078-271-3270	通訳ボランティア	なし	英、中、西、 ポルトガル、 タガログ	両方か ら	ケース バイ ケース		交通費美費 (依頼者 負担)

70 | 資料11 医療通訳派遣実施団体 (2007年2月NICEからの調査)

都道府県	団体名	連絡先	制度	研修	言語	依頼先	派遣条件	患者負担	通訳への謝礼
兵庫	多言語センターファシル	078-736-3040	医療通訳登録者派遣	講座有・審査有 面接・評価ランクを参考に派遣	英、韓、中、タガログ、インドネシア、ベトナム、アラビア、西、ポルトガル	両方から	神戸市内指定協力病院	1500円 ケースバイケース	3時間以内4000円+交通費、8時間以上に及ぶ場合は2回分として換算する
兵庫	(財)兵庫県国際交流協会 外国籍県民インフォメーションセンター	078-382-2052	同行ボランティア		英、中、西、ポルトガル、インドネシア、フランス、タイ	患者からのみ	ケースバイケース	交通費実費	謝礼2000円(協会負担)
島根	(財)しまね国際センター	0582-31-5056	コミュニティ通訳ボランティア	講座・審査有	英、中、タガログ	両方から	松江市内と1時間以内でいける距離	なし	交通費1000円
福岡	アジア女性センター	092-513-7333	通訳ボランティア		英、タガログ、タイ、西、中、韓、インドネシア	両方から	必要性・緊急性が高い、DVのケースのみ。		謝礼、交通費原則として依頼者負担(不可能な場合センター負担)

資料 E. 移住労働者医療及び福祉制度関係法令通知集

目次

第 1 章 健康保険関係 75

[1] 健康保険法 75

第 2 章 国民健康保険関係 75

[1] 国民健康保険法 75

[2] 外国人に対する国民健康保険の適用について 76

[3] 平成 8 年（行の）第 280 号国民健康保険法関係保険者証不交付処分取消請求事件判決一
指針一 77

[5] 第 155 回国会厚生労働委員会第 7 号平成 14 年 11 月 15 日（金曜日） 77

第 3 章 生活保護関係 78

[1] 生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について（抄）一 78

第 4 章 入国助産関係 79

[1] 児童福祉法 79

[2] 入院助産制度に関する政府見解 79

[3] 入院助産制度において助産施設における同様の取り扱いをすることについて 79

第 5 章 自立支援医療関係（育成医療・更生医療） 80

[1] 障害者自立支援法 80

■育成医療について 80

[2] 児童福祉法 80

[3] 身体に障害のある児童に対する育成医療の給付について 80

[4] 身体障害児援護費及び福祉児童療育費の国庫負担について（抄） 81

[5] 育成医療制度に関する政府見解 81

■更生医療について 81

[6] 身体障害者福祉法 81

[7] 身体障害者福祉法又は軽傷者福祉法又は軽傷者福祉法等援護法の規定による更生医療の給付若
しくは補償金の交付（整理）と被扶予防法等他法との関係について 82

[8] 更生医療制度に関する政府見解 82

第 6 章 母子健康手帳関係 82

[1] 母子健康法 82

[2] 外国人の妊娠届出に関する件 82

[3] 外国人の妊娠届出報告の方法について 83

[4] 母子健康手帳制度に関する政府見解 83

第 7 章 養育医療制度関係 83

[1] 母子健康法 83

[2] 未熟児童養育事業の実施について 83

[3] 母子医療衛生費の国庫負担及び国庫補助について（抄）一 84

[4] 養育医療制度に関する政府見解 84

第 8 章 予防接種関係 84

[1] 予防接種法 84

[2] 外国人登録者の接種実施について（抄）一 85

[3] 予防接種の実施について（抄）一 85

[4] 予防接種制度に関する政府見解 85

第 9 章 感染症予防関係 85

[1] 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 85

第 10 章 行旅法関係 87

第 11 章 籍病（小児慢性特定疾患治療研究事業）関係 88

[1] 小児慢性特定疾患治療研究事業について 88

[2] 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施について 88

第 12 章 児童手当・児童扶養手当関係 89

[1] 児童手当法及び特別児童扶養手当の外国人適用に伴う事務取扱について 91

[2] 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の外国人適用に伴う事務取扱について 92

第 13 章 関連制度 92

[1] 日本人の養子を扶養する外国人親の取り扱いについて（通達）一 93

[2] 医師法 93

[3] 戸籍法 93

[4] 国会议務委員会審判 93

第 14 章 未払補填事業関係 94

[1] 茨城県未払補填事業 94

[2] 栃木県未払補填事業 94

[3] 埼玉県未払補填事業 95

[4] 千葉県未払補填事業 95

[5] 東京都未払補填事業 96

[6] 神奈川県未払補填事業 97

[7] 山梨県未払補填事業 98

[8] 兵庫県未払補填事業 98

【6】更生医療に関する政府見解

更生医療とは、刑務所等の施設において一定期間懲らされた者が、その刑務所から出た後、社会復帰を促すための措置として、更生医療を受けることである。

【7】身体障害者福祉法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による更生医療の給付若しくは給費

更生医療を受ける者は、身体障害者福祉法第19条第1項第1号の身体障害者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法第13条第1項第1号の戦傷病者戦没者遺族等である。

【8】更生医療制度に関する政府見解

更生医療は、身体障害者福祉法第19条第1項第1号の身体障害者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法第13条第1項第1号の戦傷病者戦没者遺族等である。

【9】外国人の妊娠届出に関する件

外国人の妊娠届出は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

【10】母子保健法

母子保健法は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

【11】身体障害者福祉法

身体障害者福祉法は、身体障害者に対する医療及び福祉に関する法律である。

【12】更生医療制度に関する政府見解

更生医療は、身体障害者福祉法第19条第1項第1号の身体障害者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法第13条第1項第1号の戦傷病者戦没者遺族等である。

【13】外国人の妊娠届出に関する件

外国人の妊娠届出は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

【14】母子保健法

母子保健法は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

【15】身体障害者福祉法

身体障害者福祉法は、身体障害者に対する医療及び福祉に関する法律である。

【16】更生医療制度に関する政府見解

更生医療は、身体障害者福祉法第19条第1項第1号の身体障害者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法第13条第1項第1号の戦傷病者戦没者遺族等である。

【17】外国人の妊娠届出に関する件

外国人の妊娠届出は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

【18】更生医療制度に関する政府見解

更生医療は、身体障害者福祉法第19条第1項第1号の身体障害者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法第13条第1項第1号の戦傷病者戦没者遺族等である。

【19】外国人の妊娠届出に関する件

外国人の妊娠届出は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

【20】母子保健法

母子保健法は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

【21】身体障害者福祉法

身体障害者福祉法は、身体障害者に対する医療及び福祉に関する法律である。

【22】更生医療制度に関する政府見解

更生医療は、身体障害者福祉法第19条第1項第1号の身体障害者又は戦傷病者戦没者遺族等援護法第13条第1項第1号の戦傷病者戦没者遺族等である。

【23】外国人の妊娠届出に関する件

外国人の妊娠届出は、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査を受けることである。

者者に対する訪問診療を行うこととする。

第 2 条 未熟児医療計画

(8) 医療機関各法との関連事項 母子医療計画は、母子医療計画第 14 条第 2 項の医療機関各法と本協会の関係は、その本人が医療機関各法の法外者である場合は、医療機関各法による医療の給付が優先することとし、医療機関各法の規定を適用する場合は、母子医療計画第 14 条第 2 項の規定による医療の給付が優先するものとする。

(3) 母子保健衛生費の国庫負担及び国庫補助について(抄)一

第 6 条 国庫補助の旨等は、法第 6 条第 6 項に規定する未熟児であつて、医師が入院治療を必要と認めたものとすること。

(2) 母子保健衛生費の国庫負担及び国庫補助について(抄)二

第 7 条 母子保健衛生費の国庫負担及び国庫補助の旨等は、法第 7 条第 1 項に規定する未熟児であつて、医師が入院治療を必要と認めたものとすること。

(4) 養育医療制度に関する政府見解

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

とわります。

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」

第 1 条 本法は、大韓民主主義国出身外国人の健康法(以下「健康法」といふ)に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(2) 未熟児養育事業の実施

第 63 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(3) 母子健康手帳制度に関する政府見解

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(4) 養育医療制度に関する政府見解

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」

第 1 条 本法は、大韓民主主義国出身外国人の健康法(以下「健康法」といふ)に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(2) 未熟児養育事業の実施

第 63 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(3) 母子健康手帳制度に関する政府見解

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(4) 養育医療制度に関する政府見解

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」

第 1 条 本法は、大韓民主主義国出身外国人の健康法(以下「健康法」といふ)に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(2) 未熟児養育事業の実施

第 63 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(3) 母子健康手帳制度に関する政府見解

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

(4) 養育医療制度に関する政府見解

第 26 号「大韓民主主義国出身外国人の健康法」に基づき、(一) 生後 48 時間以上 1 歳未満の子に、必要に応じて保健指導員等により、保健指導員等による訪問診療を行うこととする。

